

令和6年 TOKYO 交通安全キャンペーンの重点設定理由

(令和6年10月1日現在)

○ 重点1

高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

【設定理由】

8月末現在、都内における交通事故死者の約43%が歩行者であり、その半数以上が高齢者である。歩行者側にも横断禁止場所横断や信号無視等の法令違反が認められるケースが多いことから、歩行者に対してさらなる交通ルールの周知が必要であること。

○ 重点2

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

【設定理由】

年末にかけて日没時間が早まり、例年この時期は歩行者死者数が多くなることから、歩行者には夕暮れ時・夜間には反射材を身に付けて運転手に自身の存在を知らせるなど、安全な交通行動を促す必要がある。

運転者には、前照灯を日没より早めに点灯する「トワイライト・オン運動」やハイビームの活用を促す取組を推進する。

また、横断歩道横断中の歩行者に自動車が発生するという重大事故の発生が未だ少なくないことから、運転者による横断歩行者保護の徹底と安全運転意識の向上を図る必要があること。

○ 重点3

二輪車の交通事故防止

【設定理由】

8月末現在の都内における交通死亡事故の約4分の1が二輪車（原付車含む）であり、状態別で見ると歩行中に次いで多い状況である。また、運転技術が未熟な若年層や通勤や仕事で二輪車を使う中高年齢層などの利用者に対する交通安全啓発を行うとともに、致命傷となりやすい頭部を守るヘルメットや胸部を守るプロテクターの正しい着用を促進する必要があること。

○ 重点 4

自転車と特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底

【設定理由】

8 月末現在の都内における自転車の交通事故死者数は昨年と比べて減少しているが、全事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にある。自転車の交通事故は交差点安全進行義務違反や信号無視など、自転車側にも多くの法令違反が認められることから、広く自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要である。加えて、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、本年 11 月 1 日から自転車運転中のながらスマホ、酒気帯び運転及び幫助に対し、新しく罰則が整備されたこと等の交通ルールの周知が必要であること。

特定小型原動機付自転車は、昨年 7 月の改正道路交通法の施行により、車両区分として新設されたが、未だ飲酒運転や歩道通行、信号無視等の悪質・危険な法令違反が認められ、交通事故についても増加傾向にある。また、今後もシェアリング事業者の事業拡大により、利用者の増加が見込まれることから、悪質危険な交通違反の指導取締りとともに、各種広報啓発活動を通じ、ヘルメット着用促進をはじめとした交通ルールを周知することが必要であること。

○ 重点 5

飲酒運転の根絶

【設定理由】

飲酒運転による交通事故は依然として無くならず、8 月末現在、既に 3 件（昨年比 + 1）の死亡事故が発生している。例年、年末期は年間で最も飲酒運転に起因する交通事故の発生が多くなる傾向にあるため、飲酒運転の危険性及び悪質性について周知し、その根絶を呼びかける必要がある。

○ 重点 6

違法駐車対策の推進

【設定理由】

路上の違法駐車は、交通事故を誘引する危険性が高く、また、交通渋滞の原因となり、特に緊急自動車や路線バスの通行妨害を引き起こすなど、道路交通に及ぼす影響が大きいことから、年末期の車両通行量が多くなる時期に、交通渋滞解消を図り、安全な道路交通環境を確保する必要があること。